

# 2017年4月以降、さらに社会保険加入指導が強化 2次下請以下でも社会保険未加入業者は 公共工事の現場から排除されます!

※詳細はうら面参照

**適用除外承認を受けて  
加入した建設国保は  
「適切な保険」です**



**現場入場が可能です!**

あらためて  
協会けんぽに入る必要はありません



## 「適切な保険」加入について理解しよう!

Q: 私が入るべき「適切な保険」って?

A: 事業所規模や就労形態(雇用または請負)によって  
入るべき保険(雇用、医療、年金)が異なります。

国交省策定・社会保険の加入に関する  
下請指導ガイドラインにおける

## 「適切な保険」一覧表

所属する事業所		就労 形態	労働保険 雇用保険	社会保険		
事業所の 形態	常用労働 者の数			医療保険 (いずれか加入)	年金 保険	
法人	1人~	常用 労働者	雇用保険 <sup>※2</sup>	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等) <sup>※1</sup>	厚生 年金	3保険(雇用、医療、厚生年金)
	-	役員等	-	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等) <sup>※1</sup>	厚生 年金	医療保険、厚生年金
個人 事業主	5人~	常用 労働者	雇用保険 <sup>※2</sup>	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等) <sup>※1</sup>	厚生 年金	3保険(雇用、医療、厚生年金)
	1人~ 4人	常用 労働者	雇用保険 <sup>※2</sup>	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民 年金	雇用保険(医療保険と年金保険 は個人で加入)
	-	事業主 一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民 年金	医療保険と年金保険は個人で加 入(一人親方は請負としての働 き方をしている場合に限る)

■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの  
■ 個人で加入

「下請けガイドライン」における  
「適切な保険」の範囲

※1: 年金事務所で健康保険の適用除外の承認を受けて、国民健康保険(組合)に加入している  
※2: 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるかを問わない  
※2016年12月5日付・国交省事務連絡「建設業における社会保険への加入の徹底に係る注意点について」別添資料より引用

※ガイドラインにおける「適切な保険」とは、事業主が従業員を加入させる義務のあるすべての保険を指します。

### ◆建設国保に加入されている方は



▶ 法人事業所および常時5人以上の従業員がいる個人事業所に雇用されている方の場合、健保適用除外承認を受けて建設国保に加入し、雇用保険、厚生年金に加入していれば、従来どおり現場入場可能です。

▶ 個人事業所(常用労働者数5人未満)に雇用されている常用労働者の場合、雇用保険は事業主の義務により加入、建設国保と国民年金は個人での加入となります。

▶ 個人事業所の事業主・一人親方は建設国保と国民年金を個人で加入します。  
※一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る

**注意**

**現場担当者の誤った認識により現場入場を拒否される  
ケースが発生しています。正しい理解をお願いします!**





# 2017年4月以降、公共工事における 2次下請以下の社会保険未加入対策が強化されます!

※2017年2月28日国交省通知「公共工事における社会保険等未加入対策について」より

**4月から**

## 2次下請以下でも社会保険未加入業者は排除、加入業者に限定

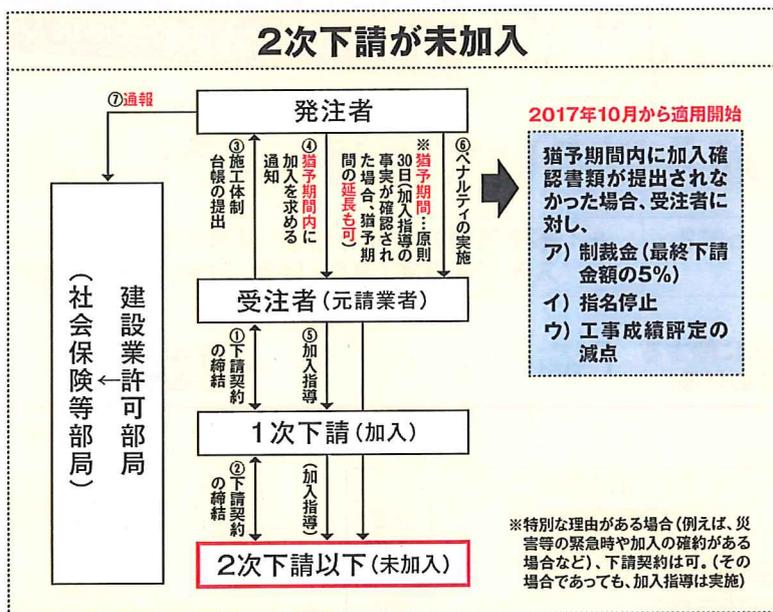
国交省は2017年2月24日、公共工事における2次下請以下の社会保険未加入業者対策を公表。公共工事において2次下請以下でも未加入業者を排除し、加入業者に限定することとしました。適用は、4月1日以降に入札契約手続きを行うものからとなります。

**4月から**

## 30日の猶予期間、元請は加入指導を

**10月から**

## 元請へのペナルティ



未加入業者の排除にあたっては、ただちに工事から排除されることのないよう、保険加入までは30日の\*猶予期間が設けられ、元請は下請の未加入業者に加入指導を行うこととなります。元請が加入指導を行っても、下請が社会保険に加入しなかった場合には、元請に対し制裁金(最終下請金額の5%)や指名停止、工事成績評定の減点のペナルティが課せられます。この元請への制裁措置だけは先送りし、10月からの適用となります。

\*猶予期間…社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間  
\*\*加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長も可



**適用除外承認を受けて加入した建設国保は「適切な保険」です!**  
**現場入場にあたり、あらためて協会けんぽに入る必要はありません!**

**「適切な保険」** 加入のための費用は、  
見積り段階から内訳を明らかにして要求しましょう!



- **社会保険** についてわからないこと、現場担当者の対応に**疑問**がある
- **建設国保加入者**で法人成りを検討している、従業員が**5人以上**に増える等

**ご相談は所属組合へ**

